# 平成28年3月

# 中札内村議会定例会会議録

平成28年3月17日(木曜日)

#### ◎出席議員(8名)

北嶋信昭君 1番 2番 森田匡彦君 中西千尋君 3番 黒 田 和 弘 君 4番 男 澤 秋 子 君 5番 6番 宮 部修一君 7番 中井康雄君 8番 高橋和雄君

## ◎欠席議員(0名)

### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札內村長 田村 光義 君 教 育 長 上 松 丈 夫 君 農業委員会会長 道 見 文 夫 君

# ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

村 長 火 山 敏 光 君 総務課長阿部雅行君 住 民 課 長 山崎恵司君 福祉課長髙島 啓 至 君 産業課長 成沢雄治君 施設課長 大和田 貢 一 総 務 課 住 民 課 尾野悟里様 坂 村 暢 一 君 課長補佐 事 参 設 施 里 見 晶君 課長補佐

## ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長高桑 浩君

#### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長産業課長兼務事務局次長渡辺 浩君

# ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長 澤 則 明 君 書 記 林 真 悠 君

# ◎議事日程

日程第1	議案第26号	平成28年度中札内村一般会計予算について
日程第2	議案第27号	平成28年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第28号	平成28年度中札内村介護保険特別会計予算について
日程第4	議案第29号	平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第5	議案第30号	平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
日程第6	議案第31号	平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

### ◎開会宣告

**〇議長(髙橋和雄君)** ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめにお手元に配付したとおりでございます。

審議に入る前に、昨日、森田議員から要求がありました資料については、それぞれ、各 自に配布されておりますので、参考にしていただきたいと思います。

審議を続けたいと思います。

◎日程第1 議案第26号 平成28年度中札内村一般会計予算について

◎日程第2 議案第27号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第3 議案第28号 平成28年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第4 議案第29号 平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第5 議案第30号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第6 護案第31号 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

**○議長(高橋和雄君)** 日程第1、議案第26号から、日程第6、議案第31号までの平成28年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題といたします。

16日に引き続き、審議を続けたいと思います。

歳出の部分が、昨日終わりましたので、今日は、次の歳入全般から、第3表の地方債まで

それから、第2表債務負担行為、8ページ。

第3表地方債9ページ。

それと、歳入全般13ページから37ページまでの質疑を受けたいと思います。

それぞれ質疑を出してください。

ありませんか。

3番黒田議員。

**○3番(黒田和弘君)** それでは、ないようですから、私の方から2点ほどお聞きをしたいと思います。

1点目は、平成28年度から第3子の保育料については無料という、こんな国の制度が始まったということでお聞きをしているわけですが、この歳入のどこかに表記されているというふうに思うのですが、その関係について、教えていただきたいなというふうに思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 髙島福祉課長。
- **○福祉課長(高島啓至君)** 28年度の予算に関しては、その部分は入ってございません。 従来から本村においては3子目無料化というのをやっておりますので。
- **○議長(髙橋和雄君)** 国から金が入っているかという部分ですけど。
- ○福祉課長(髙島啓至君) 失礼しました。歳入の方ですね。

国の動きとしては、多子世帯の保育料負担軽減ということで、話は出ておりますけども、 まだ確定しているものでございませんので、予算の方の反映はいたしておりません。 **〇議長(髙橋和雄君)** 3番黒田議員。

**○3番(黒田和弘君)** そしたら入っていないということですから、国の方で決まれば、 その分が歳入増になるというこんなことになりますよね。

それと、報道によりますと、地方交付税のいわゆるトップランナー方式というのかな、 歳出の効率化を推進する観点。

さらには、徴収率を算定に用いるということで、何か28年度から、そういう地方交付税の算定の改革がなされるということの報道並びに国会審議や何かも聞いていると、そこら辺、与野党でかなり議論しているの聞いていたわけですが、そういったものを受けて、本村も予算編成の予算に反映されているのか。

さらには、新たなトップランナー方式ということで、何か28年度に着手する取組み、 あるいはまた、29年度以降導入を検討するものということであるようですけども、それ らの概略について、報告をいただきたいなと思います。

**〇議長(髙橋和雄君)** 尾野総務課課長補佐。

**〇総務課課長補佐(尾野悟里君)** はじめに、トップランナー方式の関係ですけども、平成28年度の普通交付税の算定から、基準財政需要額において、このトップランナー方式というのが用いられることになっております。

トップランナー方式の概要につきましては、基準財政需要額のうち、例えば、小中学校にかかわる経費につきましては、これまで職員が、例えば、公務補等を行っているということを想定して、単位費用の積算が行われていたのですけれども、この部分が、民間委託等を想定した単位費用になっているということで、交付税算定上の単位費用が減額になる部分になります。

また、収入の部分につきましては、徴収率というのを全国の高い水準に合せて算定するということで、基準財政収入額を見るという形になります。

こうしたトップランナー方式の部分と、もう1点、リーマンショック後に設けられました景気対策の歳出特別枠の減額、そういう部分を見込みまして、それを想定して、今回、普通交付税の方は算定しております。

**〇議長(髙橋和雄君)** 3番黒田議員。

**○3番(黒田和弘君)** 制度のごく一部の説明だったかなというふうに思うのですが、これについてはいろいろ議論はあるところですけども、いずれにしても、そういう地方交付税の改革がなされると、こういう地方自治体については自から算定に入れられるということですから。

結果的に、一般的にはこのぐらいの交付税だったけども、うちについては、そういう民間や何かの関係取り入れているので、一般よりも何千万円、交付税が高くなったとか、あるいはまた、民間委託や何かやっていないので、交付税が減らされるとかというそんなことが想定されるのですけども、全部が全部、民間委託すればいいということでないですけども、この辺の改革に合せた行政の推進も考えていかなければならないことなのかなと。

結果的にこういう制度ですから、年度経った状態で、またどういう交付税の結果になったかということを聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

**○議長(髙橋和雄君)** 意見として取り上げておきたいと思います。

そのほか。

よろしいですか。

5番男澤議員。

**〇5番(男澤秋子君)** 去年の収入のところだったかと思うのですけど、質問したのですけど、交流の杜の施設使用料の徴収、それを交流の杜で徴収した方がいいのでないか。交流の杜に任せた方がいいのでないかということを私質問したときに、そのことについては検討してみますという返事があったかなと思うのですけれども、その後、どのような調査なり検討されたのか。

その点について。

- 〇議長(髙橋和雄君) 高桑教育次長。
- ○教育次長(高桑浩君) 昨年そのようなやり取りをしたことは承知しておりますし、教育委員会事務局内部で検討はしているのですけれども、まだ結論に至っておりませんで、平成28年度については従来通り、村の収入とすることで、ただ、方向としては、交流の杜に限らず、収入については指定管理者において直接収入をして、その分については委託料で調整するということが望ましいという考え方には変わりありませんので、もう少し時間をいただきたいと思います。
- **〇議長(髙橋和雄君)** 5番男澤議員。
- **○5番(男澤秋子君)** ここの収入の見込み額として、34万4,000円ありますから、額としてはそんなに大きい収入の金額ではないのですけども、やはりそういうようなことを進めることによって、企業努力というものも考えられるのかなと思いますので、早急にそういうようなことの解決をしていただければと思います。
- ○議長(髙橋和雄君) ご意見として処理させていただいたいというふうに思います。 そのほか。

なければ次に移らせてもらってよろしいですか。

ないようですので、また、全般のときに質疑をお願いしたいなというふうに思います。 次に、国民健康保険特別会計191ページから220ページまでの質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

**○3番(黒田和弘君)** それでは、1点お願いをいたします。

執行状況でも報告されている通り、平成30年度から、都道府県へこの国保事業については移行されるというこんなことでございます。

それで、前もちょっと聞いたことあるのですが、今後、それぞれの都道府県が医療費を推計し、市町村ごとの標準的な保険料率を示すことになっておりますと、こういうことで表記してあるのですが、聞きたいことは、やはり住民サイドに立つと、やはり国保税ですか

非常に住民にとっては負担増というこういう実感があるのですね。

そういう重税感もあるということで、本村については、一般会計の方から4,000万円程度ですか、繰入を図って軽減化をしているというこんな実態にあるわけですが、この移行によって、この国保税の推移というのかな、どんなふうに変化していくのかということがちょっと、私なりに気がかりなところなのです。

その場合に、やはり住民として、北海道の方に移行したので、保険税のことは知りませんよということにならないので、そういった場合に、あまり急激な増にならないために、一般会計からの繰出というのかな、ことも考えていかなければならないことでないのかな

というふうに、ちょっと自分としては推測するのですが、そこら辺のものについては、まだ30年度ですから、具体的なものは来ていないのかなというふうに推測するのですけども、予想も含めた形で、担当課で押さえている、考え方でもいいですから、ちょっとそこら辺、報告していただきたいなというふうに思います。

## **〇議長(髙橋和雄君)** 山崎住民課長。

**○住民課長(山崎恵司君)** 国保制度改革における平成30年度からの国保税の案件でありますけれども、現実的には具体的にまだ示されてはいません。

国から示されたものが、道を通じて本村に、情報としては渡ってきていますが、それは 平成28年度中にそれぞれの各市町村の所得情報を道に吸い上げて、道の段階で、その所 得情報をもとに、国から配布されるソフトによって、標準的な税率を算出していくという ことでございます。

なので、現段階では、28年度中に吸い上げられる所得情報というのは、27年の所得情報ではないかなというふうに思っていますけれども、それは今、まさに確定申告をやっている最中でございますし、そのことによって推計をかけることが未だできない状況にあるということでございます。

担当である住民課としましても、その国保制度の移行関係について、村民に対してお知らせをしたいということは当然のように思っておりまして、ただ、国から出ている、道を通じて出されている情報というのが、まだすべて案の段階でしかなく、その案のままで住民の皆さんにお知らせするというところまではちょっといかないというふうに思っています

税の積算については、おおまかな概要は示されていても、実際にうちの村が上がる方向 に行くのか、標準的なのか、それとも下がる方向に行くのかというのが、現実的には今の 段階で捉えられないということなわけです。

なぜ捉えられないかというと、所得の情報がないのと、徴収率はある程度高いということはわかっているのですけれども、徴収率は高いけれども、その国保の被保険者の所得情報が全国的にどういう状況にあるのかという位置付けですね。

全国と比べて、道内でうちの村の所得がどういう状況にあるのかということがまだ吸い 上げられていない状況ですので、現行の中では、その推計をすることができないという状 況にあるということだけご報告をさせていただいたいと思います。

## **〇議長(髙橋和雄君)** 3番黒田議員。

**○3番(黒田和弘君)** ちょっと一般的にというかな、思うことは、都道府県に移行するから、全道一律の保険税になるのかね。

あるいはまた、各町村ごとにかかる医療費に対して、各町村それぞれの医療費に応じた 保険税になるのか。

そこら辺の基本的な動きというのはわかるのでしょうか。

# **〇議長(髙橋和雄君)** 山崎住民課長。

**○住民課長(山崎恵司君)** 先ほど申し上げました通り、あくまでもまだ案の段階です。 国の考え方。

道の示された案の考え方なのですが。

今おっしゃられたように、医療費が高額でかかっているところについては、それなりの 税を納めてもらわなければならないとか、例えば、徴収率が高いところであれば、徴収率 が高いのであるから低いところと比べれば、その分だけ保険料を抑えられてもいいのでは ないかだとか。

所得が高いところについては、それだけ所得が高いということは、それだけ納めていた だけるのではないか。

これを複合的に加味して、標準的な保険税率を決める、この場合は保険料率ということになるのでしょうか。

そういったものを決めるということになっています。

ですから、これが単純にうちの村が一人当たりの医療費が高いか安いかだけで、税は高くなるのだというふうには判断できないということでございます。

これはあくまでも道が示すのは、標準的な保険料の算出方法を示して、これだけの額を納める必要がありますよというものを示すだけであって、それを道で一本なりますから、北海道が全道での療養給付医療にかかわる経費分を集めにかかるときの市町村に対する負担金の算出と全くイコールではない可能性も当然あるわけです。

納める額は決められる。

標準的な保険料は、標準的な保険料の算定方式に決めるのだけれども、そこに市町村が全く加味できないかというと、そういうわけでもないかもしれない。

これは、例えば、それだけ集めるとすごい保険税率が上がるということになると、北海道で、国から支援を受けてということになるのでしょうか。

基金を設けて、そういったところに対する支援だとか、そういったものも当然考えられると思いますし、本村にある国保の基金についてもどういう使い方を最終的にはするのかというのも当然ありますし。

それは、ある程度もう少し固まってからということにはなるのではないかなというふうに思っているところでございます。

**○議長(高橋和雄君)** この件については、今年の予算にちょっと関係しないので、この 次の論議にさせていただきたいなというふうに思いますので。

そのほかに、質問があれば出してください。

そのほか。

なければ、次に移らせてもらってよろしいでしょうか。

ないようですので、次に進みたいというふうに思います。

次は、介護保険特別会計で、221ページから258ページまでの質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

なければ次に移らせてもらいます。

ないようですので、次に移らせていただきます。

後期高齢者医療特別会計259ページから271ページまでの質疑を受けたいと思います。

5番男澤議員。

**○5番(男澤秋子君)** 後期高齢者の特別会計の方で、今年、段々この後期高齢者対象者が年々増えてくるというようには想像しておりますけれども、今年は対象者がどれぐらいになって、今年、この保険税の改正の年ではないかなというように思いますけれども、その改正の年にあたって、今までよりもどれだけの負担が多くなるのか。

それとも、あまり影響が、今までと変わらないのか。

ざっくばらんな状況をお知らせください。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 山崎住民課長。
- **〇住民課長(山崎恵司君)** まず、ご質問のあった被保険者数です。

今、ご指摘の通り、被保険者数は伸びてはいます。

先月末、2月末の被保険者数は619人。

昨年の7月、保険料の賦課決定をしたときの算定の対象となった被保険者数、これ7月なのですが、615人。

何十人って増えているわけではない、そのときにやっぱりよるので、これは何とも言えないのですけれども、全体的に見れば伸びているというのは実態としてわかります。

それがまず一つで、あと、平成28年度、29年度、2年に1回保険料の算定見直しやりますので、28年、29年の保険料については、基本的には引き下げられるというふうになっています。

若干下がると。

2年前のときには上がっていますが、今回については下がるというふうに、広域連合の 議会で決定をしております。

そのことについては、2年に1回の改正があるときには、本村でも対象者、75歳以上の被保険者の方々にお知らせをして、今もう文書を送付しましたけれども、3月末に住民説明会を開催して、広域連合の職員にも来ていただいて、その保険料自体の算定がどういうふうにしてなったかだとか、そういったお話も含めて説明会を開催する予定です。

その際に、集まっていただいたときに、一緒に健康講話的なものも併せてやろうという ふうには思っていますけれども、そういう説明会を開催して、その保険料の件についても、 説明をするということにしております。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 5番男澤議員。
- **〇5番(男澤秋子君)** 今、下がるということはうれしいことかなと思うのですけども、下がるという要因は、ちょっと私的には、やはり利用者が少なかったというような結果なのか。

どういう理由で前回よりも下がる要因だったのかということ。 できれば教えてください。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 山崎住民課長。
- **○住民課長(山崎恵司君)** 今回、その下がった要因は、端的に言えば、北海道広域連合 の構成市町村における医療費分が、医療費総額が下がったということに尽きるのかなと。

ただ、所得割、均等割2区分で算出したときに、その所得の状況がどう変化したかだと かというのもあるので一概には言えませんけれども、広域連合の説明としては、保険料総 額が下がっていること。

被保険者数は伸びている。

こういったものから、今回については、引き下げの改正を行うというふうに説明を受けているところでございます。

**〇議長(髙橋和雄君)** そのほか。

よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

次に、簡易水道事業特別会計273ページから298ページまでの質疑を受けたいと思います。

3番黒田議員。

O3番(黒田和弘君) それでは、私の方から、1、2点お聞きをしたいというふうに思います

今、全国的にもそういう状況だという報道がされているのですが、人口減に伴って、受益戸数の減、あるいはまた、ちょうど水道の更新時期というのかな。

そんなことで、水道料金が各自治体で値上げが非常に多くなってきているというこんな 状況のようです。

本村の簡水についてちょっと調べてみると、昭和47年に着工をしているのですが、水 道管の耐用年数が40年とされているのかな。

その辺ちょっとわからないのですが、その辺、うちの実態としてどういう状況なのか。 執行方針でも言っている水道料金の見直しかな。

その辺と絡めて、まだはっきりはしていないのでしょうけども、どんな計画が持たれているのかお聞きをしたいなというふうに思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 大和田施設課長。
- **○施設課長(大和田貢一君)** ご質問の通り、水道事業始まってから40年経過するということになると、水道の管は40年が一応耐用年数の見込みとされています。

過去の石綿管というのはほとんど鉄管なり塩ビ管に変えてきているという経過もありますので、本当に危険な管が今残っているという状況ではないと思うのですね。

全国的な今流れとしては、40年の更新期を迎えて、取り替えるという流れではなくて、調査をかけて長寿命化計画の中で、さらに60年、80年使っていこうというそんな流れですので、村においても、この先アセットマネジメントという長期的な視野に立った更新計画というのをつくっていきながら、なるべく長く、現状の管を活用していけるように、そういった方向で取りまとめていきたいなというふうに考えております。

あと、料金の見直しに関しましては、昨年のこの議会でも、平成29年の4月1日、消費税10%が導入されるタイミングで、今据え置いている消費税の関係の整理も含めて、 実施するように準備をしていきたいということでお答えしていますけれども、今の段階で、 その方針には変わりはありません。

ちょっと国会の状況で、消費税10%導入が今不透明なのですけれども、今後の動向も 見極めながら対応していくのですけれども、10%の導入がないから、今、止めるという ことの方針ではないです。

どちらかというと、小口利用者の皆さまに対する配慮も含めた政策もありますので、これからの動向にもよりますけれども、今、8%で消費税据え置いている状況ですので、それは決して税制のルールからいって、長期化するということも望ましくないというふうに考えていますので、それの導入のスタートになるのか、また、税別の単価を設定するとか、いろんな方法ありますので、これから国の動向踏まえながら、来年の実施に向けた準備は着実に進めてまいりたいと思います。

それと、決して値上げをするということではなくて、今の水道会計の状況も踏まえて、 料金については、適正な価格を検討するという方針でございます。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 3番黒田議員。
- ○3番(黒田和弘君) 住民サイドでは、急激な値上がりということになっていくと、やっぱりいろんな生活に及ぼす影響もありますので、今、課長言ったようなことでの、そんなに値上げ、極端にならないことの配慮もということで押さえているようですから、その辺の心配はないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに

思います。

もう一つ、意見として捉えていただきたいのですが、前の議会でも同僚議員から質問あったかというふうに思うのですが、さらに、値上げにあたっての、我々も住民と接するときが多いのですけども、特に独身家庭から、何人かから聞かれることあるのですが、水道料の改訂のときには、今度、今10立方メートルですか、なっているのだけども、実質はやっぱり半分程度しか使用していないと。

そんなことで、ぜひ、そんな実態も含めた料金改定にあたってもらいたいのだという意見聞きますので、今の段階でどうするこうするということはないでしょうけども、そんな経過から、一つ配慮をする中での改正をお願いしたいという、そういう意見でございます。 〇議長(高橋和雄君) 小口の方の配慮も考えてするという答弁がありましたので、答弁は省略させていただきたいと思います。

そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、次へ進めさせていただきます。

次に、公共下水道事業特別会計299ページから323ページまでの質疑を受けたいと 思います。

よろしいですか。

ないようですので、公共下水道事業特別会計の質疑は終わらせていただきたいと思います。

これで歳出歳入の全般、6会計にわたっての質疑の時間は終わったのですが、最後に、 全般を振り返って、全般どの項目でも結構ですので、質疑が残った部分がありましたら、 出していただければと思います。

5番男澤議員。

- **○5番(男澤秋子君)** 歳入で聞けばよかったのかどうかわかりませんけど、今の日銀のマイナス金利がいろいろ話題になっておりまして、我々家庭的には、例えば、住宅を建てるときは住宅ローンがすごく安くていいというようなことが想像できるのですけれども、この村の会計として、この日銀で出しているマイナス金利がどういうような影響があるのかということを、ちょっとそこら辺、お聞きしたいと思います。
- **〇議長(髙橋和雄君)** 山崎住民課長。
- **〇住民課長(山崎恵司君)** 日銀のマイナス金利の関係です。

今、質問の中にありましたように、言ってみれば、預け入れたときの金利が下がり、今度は逆に借りるときには安く借りれるというメリットがあると。

私の方から説明させていただくとすれば、村として現金として保有しているものを、定期等に積んだりだとか、あと、基金で管理しているものについては、これも1年定期で回していると。

今まさに預入の最中のものについての金利は動きはありませんけれども、3月31日付で、今度は新年度の新たな定期を積むという形になりますので、その段階では、まだこれは、金利は示されていないのでまだわかりませんが、金融機関の方からは、店頭の金利がこれだけ下がっている状況の中では、その標準的な金利自体は下げざるを得ないだろうと。村としてある程度の額を定期として積むことになりますので、そのことに対する上乗せができるのかできないのかというのは、これから金融機関との交渉ということになろうかなというふうに思っています。

あと、地方債の方については、これは今、借りようとしている部分について、ある程度 もしかしたら動きはあるのかもしれませんが、基本的には、通常よりも下がった金利で借 り入れすることが可能ということになろうかなと。

メリットデメリットそれぞれあるのかもしれませんが、そういった状況であるということでございます。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 5番男澤議員。
- **○5番(男澤秋子君)** 家計でも、やはりそういうような金利に対しては、どうしたらいいかということで、預金している人は金利が下がって、逆に預けていた方があまり利子がつかなくて、違うところの運用とかというのが考えるのが普通なので。

やっぱり、村としてもそこら辺を注視しながら、どうした方が一番いいのかというような研究をしながら進めていっていただければと思います。

○議長(髙橋和雄君) ご意見としてお聞きしておきたいと思います。 そのほか。

2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** まず、質問ちょっと前回漏らしてしまったということで、一般会計について質問させていただきたいのですけれども、まず、コミュニティバスの運行の関係です。

確認的なことになるのですけれども、まず一つ、ニセコ町で似たようなデマンドバスということで、すでに先行してやられているところあるのですけれども、こちらの資料を拝読いたしますと、国交省の地域公共交通確保維持改善事業ということで、運行費に対する支援、補助金を3年間いただけるというようなことで記載あるのですね。

何かいろいろな報告義務はあるそうなのですけれども、運行に対する支援が得られるということでホームページに記載ありました。

こういった支援事業、本村においては活用できるのか。

それとも、過疎指定されていないから活用できないのか。

その辺のことを伺いたいということがまず1点。

それと、このコミュニティバス、基本的には交通弱者対策ということで行われるのですけれども、本村はタクシー会社がなくなって、実は村内の移動が非常に難しくなっております。

大正交通さんは、基本的に村内の移動については車出せないということで対応されておりまして、観光客等の移動が非常に、例えば、道の駅まで空港から来たと。

そこからのほかの観光地に行く手段がないという苦情も、タクシー会社さんの方にもい ろいろ寄せられているようです。

そして、うち、私が勤めているお店にもそんな苦情申されるお客様も実際いらっしゃいます。

そういった上で、今、全国的には、空港と観光地を結ぶような2次交通というのが非常に観光客を呼び込む一つの施策として重要視されておりまして、東北などは非常にこれ力を入れてやっております。

そういった観点で、交通弱者のみならず、せっかく運営するのであれば、これは10月からのスタートということなので、平成29年度にかかわることなのかもしれませんけれども、帯広空港と道の駅、そういうふうに結ぶいわゆる観光地と空港を結ぶような2次交通的な視点も今後検討すべきではないかというふうに考えております。

以上の状況について、ご説明いただければと思います。

**○議長(髙橋和雄君)** 2点について、お願いをしたいと思います。

尾野総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐(尾野悟里君)** はじめに、1点目のコミュニティバスに対する運行補助の考え方ですが、国の補助制度におきましては、要件といたしまして、地域公共交通会議というのを立ち上げること。

それと、料金について、有料、有償のコミュニティバスの運行ということで、補助制度 が設けられております。

本村の場合は、今回導入しますコミュニティバスは、今回、福祉バスと一体化した形でコミュニティバスを運行しますので、一応無償運行ということになります。

従いまして、国の方の補助からはちょっと対象外という形になっております。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 2点目につきましては、大正タクシーの地域内移動というのはできないということは、私どもも大正交通行きまして、確認してきてございます。

そのようなお客様、大正交通の方が乗せる場合は、そういう説明をしていただいております。

あともう1点、2次対策ですけども、帯広空港との中札内村を結ぶ2次交通の対策ですけども、これにつきましては、実は帯広空港の方に問合せカウンター等ございますので、 そちらの方、確認して、どのぐらいの需要があるのか。

そこら辺を確認して、ある程度これから研究していきたいと思います。

需要が多くあるのであれば、それはちょっと考えていかなければならないと思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 2番森田議員。
- **○2番(森田匡彦君)** それでは、先ほどの補助金のことについてなのですけども、これは補助金の理由を当初検討していたけれども、結果的に政策的に無償とすることで申請を取りやめたということなのか、確認です。

あと、先日の私質問させていただいた、実は有償でもいいからドアトゥドアで運行して ほしいというような利用者が実は潜在的にいるのではないか。

これは実は、大正交通さんも乗り合いタクシーということで運行されているのですけれども、非常に登録者数が多いのですね。

人口三千何百人なのですけれども、1,460戸、3,221人なのですが、この登録者数が実際890人いて、これは平成26年度、年間利用者数が5,600人。

ただ、これ、大正交通さんは帯広の市街地まで運んでいるので、一概に比較はできないのですけれども、いわゆるドアトゥドアでないと利用できないという交通弱者の方って結構いらっしゃると思うのですよね。

要するに、バス停まで行けないけど、自分の足で、誰にも迷惑をかけずに買い物に行きたいとか、そういったニーズ、きっとあるのではないかと思うのですけれども、その辺、そもそも有償の部分も、場合によっては検討すべきではないかなというふうに、前回の質問でもさせていただいたのですけれども、せっかく10月まで運行期間ありますので、これは無償なのを有料にするというのは、まずこれは政策的に無理だと思うのですけれども、そういった選択肢もあったら、もしかしたらこの補助金も使えるし。

全部が有償でないと使えないということだったらあれなのですけれども、もし、そういったことも使えるのであれば、そういった検討もちょっとしてみるべきではないかなとい

うふうに思っております。

そちらについての考えが1点です。

2次交通については、ニーズの把握ということもあるのですけれども、空港と観光地ということの話のみさせていただきましたけれども、道の駅までタクシーで帯広空港から乗せていただいて、そこからどうやってほかの観光地に行けばいいのだというお客さんが結構いるというような声を聞くのですね。

その辺の、この辺のニーズ、なかなか把握難しいと思うのですけれども、そういったものも試験的にやってみる価値もあるのではないかというふうに考えております。

以上についてのお考え、お聞かせいただければと思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 公共交通の関係につきましては、政策の中で無償といたしました。

その過程といたしましては、公共交通会議委員会を開いて、その有識者の中の意見を聞いた中で、これまでの中札内村でやってきた福祉バス、上札内の乗り合いバス、そして、 今回新たにやろうとする生活弱者対策のバス、これは総合的に考えまして、無償で全部賄うような形で進めよという形で進めてきております。

そして、ドアトゥドアの考え方ですけども、それにつきましては、別の政策、福祉タクシー等ですか。

それはこれまでも村の方ありますので、そちらの方の活用で分けて、使いを分けて考えていただくような形になると思います。2次交通の関係ですけども、それにつきましては、利用する方で、確かに同一地域内できないというのを私ども確認しておりますので、その場合は、貸し切り等の手法がある、時間単位の貸し切りがあるというのは話は聞いております。

ですから、そういう面も含めて、営業する方、大正交通の方に、利用する方に説明していっていただきたいと思います。

あと、議員おっしゃったような、試験ですか。

ニーズがあるのであれば、本当にそういうのは必要かなと思っております。

まずは、帯広空港の問合せカウンターですか、あそこら辺と話し合いはしてみたいと思っております。

- **〇議長(髙橋和雄君)** よろしいでしょうか。
  - 2番森田議員。
- **〇2番(森田匡彦君)** 先ほど、ドアトゥドアについては福祉タクシー、要するにタクシーの補助を出すということでの政策ではなくて。

では、コミュニティバスの目的というのが、要するに、何と言ったらいいのでしょうね、 福祉タクシーですか、そういったその政策もあるということなのですけれども、交通弱者 対策というのはどこまでの範囲を見て、まったく自力で歩く、車椅子の方にも利用いただ きたいのですけれども、例えば、夏場とかだと比較的、ご高齢の方でも歩きやすいという 思うのですけれども、非常に心配されるのは冬場の利用だと思うのですよね。

冬場、バス停まで、雪が降っている中で、バス停まで歩いて行かせるのかというような。 寒い中で立たせるのかと。

そういう元気なご高齢の方ばかりではないと思うのですよね。

本当に地域の人に優しいコミュニティバス、せっかく運行するのですから、もっと利用

してもらえるような運行というのは、もうちょっとじっくり考えるべきではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

すみません、福祉タクシーのこと、ちょっと僕理解うまくできていないみたいなので、 申しわけないですけど。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 髙島福祉課長。
- **○福祉課長(高島啓至君)** コミュニティバスと、どちらかというとコミュニティバスについては健常者主体で考えています。

福祉サイドで移送サービスというものがございまして、そちらはちょっと、弱者対策でもありますし、高齢者対策でもあります。

年齢はある程度制限して70歳以上という限定しておりますけども、そちらの部分でドアトゥドアの対応はできるかなというふうに考えております。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** コミュニティバスにつきましては、優しいバスという形で低 床バスで発注しておりますので。

後、バス停あたりも設置予定しておりますけども、手を挙げたら乗れるような形で、その寒いところにずっと立って待たせるとかそういうこともしたくありませんので。

バス停ありますけども、手を挙げて乗れるような形を取る。

そして低床バスにする。

そして車椅子対応もできると。

そういうふうな形で、対応はいたします。

ですけども、本当にドアトゥドアの必要な方は、今言ったような移送サービスを利用していただきたいと。

そんな考えでおります。

**〇議長(髙橋和雄君)** よろしいでしょうか。

そのほか。

2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** それでは請求させていただいた件について、質問させていただいます。

こちら、人件費全般にかかわるような話ですので、あえてここで質問させていただきます。

事前の全員協議会の方でしょうか、副村長の方からご説明あった資料の中に、総務課関係ということで、非常勤特別職、非常勤一般職任用根拠の明確化ということで説明がありました。

これは今現在、嘱託職員や臨時職員の規定を改めて法的な根拠を明確にして、28年度から運用していくのだということだと思うのですけれども、具体的に平成27年度から平成28年度に移行する段階で、どのように変わるのか。

いただいた資料をもとにして、ご説明いただければというふうに思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 皆さんの方にお渡ししているのが平成28年4月から適用となる非正規職員の二つの取扱い規則になります。

これまでは、平成27年度まではどのような形取っていたかと申しますと、同じような 取扱い規定がございまして、この取扱い規定の中では、地方公務員法第3条第3項に基づ く採用としておりました。

地方公務員の非正規の採用といたしましては、これまで村でやっていました第3条第3項以外に、地方公務員法第17条、それに第22条とこの3種類の規定があります。

それぞれ細かな違いはあるのですけども、大きい違いとしては、これまで活用していた 第3条第3項というのは、本来であれば専門性の持つ補助的業務の方に適用すべきもので した。

この改正に至る背景では、この間、総務省の方から、国、地方において非正規雇用が増えてきている実態があることから、非正規雇用の採用について、適切に採用しなさい。

それは任期、賃金、権利等です。

そこら辺を正確にわかるような形で雇用しなさいとされました。

このようなこともございまして、総務省からの通達、そして、うちの方で、第3条第3項、一つしかない。

このようなことがございましたので、平成28年度からは、採用の種類にある、これまで行っていた第3条の3項以外に、地方公務員法第17条の規定にも対応できるよう、そして、第22条の法にも対応できるよう、この3種類に対応できるような形で、28年度から対応しようとしています。

**〇議長(髙橋和雄君)** 2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** それでは、今、主旨はわかったのですけれども、これいただいた 資料の、例えば、第2条の部分ですか。

任用期間は1年で、3年まで継続できる。

そして、通算して5年まで任命権者が特に必要と認める場合は、5年まで継続することができるというのは、もう27年度も同じ運用だということか、あと、この職員の評定表の内容ですね。

これも平成27年度も同じように扱われていたのか。

あと、賃金格付表ですね。

これは特別職と一般の嘱託職員では、賃金表も金額違うのかな。

1号の報酬月額が違うのですけど、これも同じ、平成27年度と同じ、この部分については平成28年度も変わらないということなのか、まず、そちらについて伺います。

2条のことと、こちらの評定表、それと賃金表ですね。

賃金格付表、これについてですね。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 今、ご質問のありました任用期間等につきましては、基本的にはこれまでと同じでございます。

ただし、別表にあります報酬もしくは賃金表ですけども、これは各1,000円ずつアップしてございます。

評定表につきましても、これまで通りやってきておりました。 変更はございません。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 2番森田議員。
- **〇2番(森田匡彦君)** 報酬の方は1,000円ずついずれも上がったということで、これは非常に高く評価したいところだと思います。

実は、これについては、嘱託職員の運用については、昨年の6月の定例会でも一般質問させていただいて、法的な根拠にかかわることなので、そのときには平行線であったわけ

ですけれども、そのまま研究されるということで今日に至っております。

基本的には、これは3年まで継続することができるという法的根拠。

それと、5年まで継続できるという法的根拠、これは3年までで切らなければいけない。 長くても5年までで切らなければいけないという法的根拠が、やはり私もその後何度も 確認しましたけれども、その部分については、法的根拠はどこにもない。

私はちょっと見つけられなかったのですね。

というのは、前回も同じような質問させていただいているわけですけれども、まず、民間の視点からすると、3年もしくは5年で新たな職員を採用するということが、どんなメリットがあるのかがやっぱりわからないのですね。

まず、新たに教育しなおさなければいけない教育のコストですね。

それがまずかかるということ。

そして間違いなく、臨時的な仕事に従事されている人は少ないわけですから、であれば、これ生産性の低下が明らかなわけなので、なぜわざわざそれがわかっていながら、3年、5年でこういった職員の人たちを雇用止めしなければいけないのか。

そこを、法的な根拠あるのでしたらそれも含めて、理由説明いただけますでしょうか。 せっかく規則あるのに定めるということですので。

### **〇議長(高橋和雄君)** 火山副村長。

○副村長(火山敏光君) 根拠の考え方は、労基法でございます。

6月の一般質問でもお話いただいていて、長期に使えるという根拠が、私の方からするよくわからないのですが、労基法に、期間の定めのない者というふうに書いてあるのですけども、これを労基法の期間の定めのない者というのは、正職員のことです。

それ以外は、1年とか、通常、例えば、1年間使わせていただきますよというときには、 雇用条件を明示するのですが、そのときには雇用期間は必ず書かなければいけません。

そのときは1年と書きます。

これも更新が、例えば、2回3回ということですので、6月のときの質問も覚えていますけれども、期間の定めのないもの自体が、ちょっと見解が違うと。

期間の定めのないものというのは、正規職員。

それと、これはちょっと特殊な例なのですが、例えば、あまり例思いつきませんけども、 うんと忙しくて、急に仕事が入ったと。

隣のおばちゃんに声掛けて、ちょっと来て手伝ってくれというこういうのが、期間の定めのない者であって、それ以外は、労働契約で期間とか雇用条件とかをすべて明示しなければならないというふうになっておりますので、まず、そこはちょっとご理解をいただきたいなと。

それと、なぜこういうふうにしているかという背景でございます。

これは森田議員、いろいろ研究されていると思いますが、昨今の雇用環境に対する国の制度の変わりようが一つ背景にございます。

それと、これを受けた裁判の判例が、やはり自治体の任用に関しても、さまざまな裁判 例が出てございます。

任用行為でございますから、必ずしもそれは民間の採用条件、そことはちょっと違うということが一つございます。

森田議員がおっしゃるように、できれば、専門性が高くてということであれば、長い期間を使えれば、当然それはいいのですけれども、基本的にその役割は、私どもとしては、

一般職が担うべきであろうというふうに、原則としては考えております。

ただ、今、保育所なんかで言いますと、やはり子どもの数が増えておりますので、これ は臨時的な対応も含めて、応急的にしなければならないと。

ただ、では、今の子どもの数が5年も10年も同じ数で推移するかということもなかなか見込めませんので、そういったものについては、随時やっていくと。

今回の見直しについては、これまでが正しかったかどうかは別にして、国の指導、あるいは裁判の判例等を見ながら、やはり、原則的な法の順守はしっかりと守っていかなければならないということで、いろんなデメリットが全くないとは言いません。

やはり習熟度が上がっていることによって期待されるものというのは当然あるということは理解しておりますけども、ただ、それを破って、例えば、損害賠償請求になったときに、その既得権というものに対して、損害賠償を私どもが担うということになりますので、これは、長期的な視点で避けなければいけないものだということで、100%ではございません。

まだまだ制度の内容については、十分吟味しなければならないところがございますけれども、今、私どもが置かれているその職場環境、あるいは雇用環境、業務の推移、こういったものの中で、できるだけ法の趣旨に沿った中で、方向性をまとめるということで、今回、整理をさせていただいてございます。

**〇議長(髙橋和雄君)** ちょっと待ってください。

この件に関しては、政策的な・・・。

それで、一般質問的なところがありますので、そのときに議論をしていただくということで、できれば、予算に関係する内容の・・・。

(発言する者あり)

休憩 午前11時02分 再開 午前11時02分

**〇議長(髙橋和雄君)** 暫時休憩を解きます。

2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** ただいま、副村長の方から、法に則って運用したいというようなお話があったのですけれども、そもそも2013年に改正された労働契約法は、前回にも申し上げましたけれども、そもそも雇用を突然雇用止めされないように、労働者が安心して働けるように改正されたそういった主旨です。

本村が、これは5年で雇止めするというのも実はそのタイミングでされているのでないかというふうに。

違いますか。

今ある例規集は、5年って定めはないのですね。

必要であれば、3年より超えて、なるということで、今、ホームページで公開している情報には、その5年という規定は入っておりません。

実は2013年度に、これ、ほかのいろんな民間企業、大学でも同じようなことをして 大変な問題に実はなっています。

5年になったら正社員にしなければいけないということで、突然雇用止め、雇止めをやれたというふうに言われているのですけれども、恐らくこれ、副村長は誤解されているの

ではないかと思うのですけれども、これ、無期労働契約というのは正社員とは全く違います。

同じ労働条件で、期限を定めずに雇用できるというような、そういった法解釈のようです。

これはどこにも、無期労働契約が正社員になるなんていうことは書いてませんし、あらゆる情報を見ても、それは違います、誤解ですというふうに書いてあります。

なので、要するに、今の条件で、働いている人たちが不安を感じずに働けるようなその 法改正がされているわけで、今私たちの村でやっていることというのはまるで逆で、いわ ゆるいろいろな情報、なかなか大新聞には出てきませんけれども、いわゆるブラック企業 やる対応なわけです。

これは、私、この間中札内村のブランドイメージもかかわるものなので、ここであえて 言わせていただいているわけですけれども。

これは無期労働契約は正社員かとは違うのです。

今の条件で、雇用の定めがなく、安心して働けるためのそういったその法改正なわけで すから。

その辺、解釈すれば当然、有能な人間をわざわざなぜ3年、5年で切らなければいけないのか。

それは能力が足りなければ当然そういうことにもなるのでしょうけれども、そこはやはり、こういった行政がやる仕事としては非常に危ういというか、それはやっぱり改めなければいけないというふうに考えますが、いかがですか。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **○総務課長(阿部雅行君)** 私ども、地方公務員につきましては、先ほど副村長が言った 通り、任期がないのが正規採用でございます。

そして、労基法で対象となるのは、有期労働契約する場合は対象となります。

ですから、私ども、非正規の方を雇用する場合には、期限とか待遇とか、すべて示して採用していますので。

有期契約で行っておりますので、期限というのはあります。

それは労基法第14条によって、期間は3年というふうに定められておりますので。 そのような形で、今回、規則を改めまして、適用していく考えでございます。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 2番森田議員。
- **○2番(森田匡彦君)** 前にも申し上げましたけれども、その3年というのはそもそも3年で切らなければいけないということではなくて、労働者を保護するために、雇用期間を3年までにして、その都度悪い条件にならないように見直しなさいという、それが労働基準法の位置付けなわけです。

これは前にも同じ議論したので、なかなか、非常に考え方ちょっと平行線だと思うのですけれども、実際正職員として採用できないから今嘱託職員を使われているわけですよね。できないものを、これ非常に言葉悪くて申しわけないですけど、都合のいい部分だけ取り上げて、だからできないのだというのはやはり違うのではないかなというふうに思うわけです。

いわゆる世間一般では、我々のやっていることは、世間一般でブラック企業と言われるようなやり方。

5年経ったら正社員にしなければいけないという誤った解釈のもとでやっている対応と

同じなわけです。

なので、これ、ちょっと長い時間かかると思うのですけど、私何度もちょっとこの意見 については問い合わせていきたいと思いますので、今回、意見ということで。

○議長(髙橋和雄君) 15分ほど休憩をしたいと思います。

20分まで休憩をさせてください。

休憩 午前11時07分 再開 午前11時20分

**○議長(高橋和雄君)** 皆さんお揃いになりましたので、引き続き会議を開きたいと思います。

全般を振り返っての質疑を再度受けたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** 以前質問したことばかり掘り返して申しわけないのですけれども、これもちょっと一般質問でさせていただいた件です。

中札内村のシンボルマークのリニューアルということで要望提案していただいまして、 枝豆をあしらったということで提案して、新たな、別バージョン、新たなバージョンとし て加えるということで研究してみたい、検討してみたいということだったのですけれども、 その状況、平成28年度中に何らかの形になるのかどうか。

これは枝豆の活用について、今回の定例会の一般質問でもさせていただいましたけれども、やはり8月から工場が本格稼働するということで、とにかく何らかの手立ては打っていった方がいいというふうに考えているわけです。

それで、その進捗状況ですね。

あと、今回、美しい村連合にも加盟で、何かそのサインを今回付けるということで研究されているようなのですけれども、例えば、シンボルマーク全部を枝豆あしらったものにリニューアルするということではなくて、例えば、カントリーサインの一部をそういうふうに変えてみるだとか、そういった手法というのはあるかと思うのですよね。

そういったことで、枝豆のシンボルマークへの追加の進捗状況と、その活用について伺います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** シンボルマークの活用ですけども、枝豆バージョンにつきましては、中札内広報の4コマ漫画担当している作家に依頼をいたしまして、2パターンを作成していただきました。

この2パターンについて、ちょっとあれはうちのシンボルマークよりかはちょっとアニメ化というか漫画化していますので、それを、2パターンを、うちの今のシンボルマークに合せたような形でちょっとつくり直す作業をしていまして、その後、枝豆、積極的に生産、販売としている事業と話し合って、活用していきたいと思っています。

先行して活用する事例として、観光協会の方で、クリアファイルですとかノートとか、ペンシルとか作成するのですけども、その中で、枝豆バージョンのステッカーを作成いたします。

生産事業者等の話し合いが順調にいけば、この枝豆バージョンのピータンをもう少し広

げていけるかなと考えております。

美しい村づくりのサインにつきましては、このサインについては、美しい村づくり連合のマークですので、そのマークを設置する形になります。

カントリーサインにつきましては、ご存じだと思いますけども、開発建設部が設置いた しますので、今現在のカントリーサイン、よっぽど老朽化ならなければ、予算的な面があ るかなと思いますので、すぐには交換とはならないと思うのですけども。

これ前もお話したかと思いますけども、やはり基本は基本バージョンかなという考えが ございますので、意向はわかりましたけども、考え方としては基本で進みたい考えでおり ます。

### **〇議長(髙橋和雄君)** 2番森田議員。

**〇2番(森田匡彦君)** いろいろと活用の方法について、検討していただいているという ことで、非常にうれしく思っております。

美しい村連合のあれについては、そこに枝豆ピータンを入れれということではなくて、 そこに付けるタイミングでカントリーサインを一部リニューアルしてはどうかなというこ とで。

さすがに美しい村連合に枝豆ピータンはちょっとそぐわないと思うので、そういうことではなかったです。

カントリーサインも、前回、一般質問のときにも実施した例言いましたけども、恐らく、 老朽化云々ということではなくて、その自治体自治体の考え方、あと、住民の合意形成が できているかというところが、開発建設部では重要視しているようなので、そういった面 では、あまり老朽化云々ということは考えなくてもいいのかなというふうに思います。

ただ、これはいろいろな、公平性の面だとかいろんな政治的な判断も必要だと思うので、 すぐにとは申し上げませんけれども、何らかのタイミングで、枝豆ピータン、人気がある ようでしたら変えるというような手法も。

例えば、カントリーサインだけでもそのスタイルに変えるのもいいのではないかなということで、最後、意見ということで申し上げます。

**○議長(髙橋和雄君)** 意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。 そのほか、ご質問。

3番黒田議員。

### **○3番(黒田和弘君)** 2点ほどお聞きをいたします。

先ほども論議していました臨時職員等々の資料をいただいたのですが、両方見ると、報酬月額かな、中の規定も大体同じなのですが、私の理解するところでは、嘱託職員、臨時職員については、職員並みの勤務体制というのかな。

そんなことで、勤める職員がこっちの方。

さらには、特別職、非常勤職員というのは、週に何回か出る職員で、その月額給はこうですよということだと思うのですが、具体的に28年度予算で計上しているこの特別非常勤職員というのは、具体的にこれとこれの職員とかってわかると思うので。

予算書の、細かくはいいのですけども、こういう職種の人が、この取扱い規則における 職員ですよということ、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点は、先ほどゼロ金利政策の話が出ましたけども、村も長期債、いろいろかなりの額借りていますけども、その長期債の借り換えをすることによって、単純にかなりの額が削減されるのかなって思うのですが、その辺の国からの指導というのかな、恐

らくあると思いますので、そこら辺の状況について、教えていただきたいなと思います。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 臨時職員の関係ですけども、特別職、非常勤職員と嘱託職員 及び臨時職員と二つの規則に分かれてございます。

特別職、非常勤職員につきましては、専門的な知識を有するという形で、そのような方についてはこちらの方の規則を対応してございまして、具体的には、特別支援員、図書館司書、保育園担任業務。

人数で申しますと、8人でございます。

それ以外につきましては、嘱託職員及び臨時職員任用規則の方の対応になります。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 尾野総務課課長補佐。
- **〇総務課課長補佐(尾野悟里君)** ゼロ金利にかかわる地方債の借り換え等についてですけども、基本的に、地方債の借り換えにつきましては、一定の条件というものがございます。

通常でありますと、財政健全化にかかわる地方債の借り換えというのが条件になっているところですので、基本的に、うちの村で、今地方債の借り換えというのを検討している 状況にはありません。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 3番黒田議員。
- **○3番(黒田和弘君)** していないということですけども、することは好ましくないという判断で言われているのかなというふうに思うので。

そこら辺と、特別職、非常勤の職員というのは、嘱託、臨時職員は先ほどの言うような職員ですけども、週に何回か出る職員ということで理解した方がいいのですか。

例えば、図書館司書でも職員と同じように出ていれば、嘱託、臨時職員なのかなという ふうに思うのですけど、その辺の違いが、ちょっと具体的にわからないものですから聞い たのですが。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 阿部総務課長。
- **〇総務課長(阿部雅行君)** 先ほどの森田議員の質問のときに、これまでの一つだった規則を二つに分けたと説明いたしました。

この二つに分けたうち、専門的な部分については、この非常勤、特別職という形取りましたので、これまで一つだった図書館司書とかを、こちらの方に持っていったということなのですけど。

業務はこれまで行っていたと同じ業務に行っていただきます。

- **〇議長(髙橋和雄君)** 尾野総務課課長補佐。
- **〇総務課課長補佐(尾野悟里君)** 地方債の借り換えの関係なのですけれども、基本的に 地方債を借り換えるということになれば、違約金というのも発生します。

その違約金の支払うということと、実際に地方債のうち、今現在、ほとんどの記載が低金利、2%以下で地方債の借り入れを行っております。

例えば、高額の金利の元利償還につきましては、今200万円程度という形になりますので、そうなってきますと、違約金を払うのとの関係というのもありますので、今の段階では、借り換えというのは考えておりません。

○議長(髙橋和雄君) そのほか。

よろしいですか。

なければ、全部の質疑を終わらせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

ほかに質問がないようですので、これですべての質疑を終わらせていただきたいという ふうに思います。

これから、新年度予算の討論を一つずつ行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

最初に、議案第26号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号、平成28年度中札内村一般会計予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号、平成28年度中札内村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。 この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号、平成28年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いた します。 この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。 議案第30号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(髙橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。 議案第31号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計予算についてを採決いた します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(髙橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。 これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成28年3月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分